

業務指示書

ソマリア国若年層雇用に係る能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年10月25日 12時まで

問合せ先：調達部 契約第二課 鈴木 智良 Suzuki.Tomoyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年10月31日までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させて頂きます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めていきます。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めるこにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行なった者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行なった者、及びその他先に行なわれた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：産業振興支援・紛争影響地域での人材育成に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

(6) 現地業務に必要な資機材

(7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

(8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

() 若手加点の対象とする。

(○) 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／産業振興）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：産業振興計画作成に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：東アフリカ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 評価/ モニタリング】

1) 類似業務の経験：研修のモニタリング・評価に係る各種業務

2) 対象国又は同類似地域：東アフリカ 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2017年11月10日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達センター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 5部

見積書 正1部 写 1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

(1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

(2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

(3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

(4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

(5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

(6) 虚偽の内容が記載されているとき

(7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

(1) 旅費（航空賃）

(2) 旅費（その他：戦争特約保険料）

(3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

(4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(5) その他（以下に記載の経費）

機材調達に係る経費、各種研修に係る経費、ソマリア側関係者が第三国での合同調整委員会（JCC）及びその他の協議・調整に出席するための経費

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KES1 = 1.109050 円, US\$1 = 112.716000 円, EUR1 = 132.514000 円)

T\$1 = 0.050730 円

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プрезентーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

(○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：11月16日(木) ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町） 会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカー機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／産業振興
評価／モニタリング

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

24.20 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご留意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 價格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下の差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年12月8日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E／N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

() 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

() 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ソマリア国若年層雇用に係る能力強化プロジェクト

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)
(1) 類似業務の経験	6.00
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00
2. 業務の実施方針等	(30.00)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00
(3) 要員計画等の妥当性	4.00
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)
①業務主任者の経験・能力 総括／産業振興	(32.00) ()
ア) 類似業務の経験	12.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00
ウ) 語学力	6.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00
オ) その他学位、資格等	4.00
②副業務主任者	(-) ()
カ) 類似業務の経験	—
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—
ク) 語学力	—
ケ) 業務主任者等としての経験	—
コ) その他学位、資格等	—
③体制、プレゼンテーション	(8.00) ()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	8.00
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	—
(2) 業務従事者の経験・能力： 評価／モニタリング	(20.00)
ア) 類似業務の経験	10.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00
ウ) 語学力	4.00
エ) その他学位、資格等	4.00
(3) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
総合評点	[100.00]

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

ソマリアは1991年にバレ政権が崩壊して以来、無政府状態であったが、国際社会の後押しを受け、2012年に連邦政府が誕生した。一部の地域は未だにテロ組織アル・シャバーブが実行支配しているものの、連邦政府は国際社会の支援を受けながら平和構築・国家建設を進めてきた。2017年には大統領選挙が平和裏に行われ、新政権が誕生したものの、治安の改善やインフラ開発、更には社会サービスの提供等、国内の課題は山積しており、若年層の雇用創出も主要課題の一つとされている。

国際移住機関(以下、「IOM」と言う。)が首都モガディシュを含む3都市で実施した調査(2016年)によると、若年層(14~30歳)の約14%が完全失業状態、また、就業している若年層の約4割が不完全雇用であり、更には、約半数の就業者が現在の収入では家族を養うことは難しいと回答している。また、ソマリアでは総人口の約7割が30歳未満の若年層で構成されており、雇用機会を持たない若年層が生活の糧を求めて海賊やテロ組織等に加わる事が社会問題化している。若年層雇用の改善は国家の経済成長のためにも、そして人間の安全保障の観点からも喫緊の課題となっている。

上記背景の下、2014年にソマリア連邦政府大統領(当時)が来日し、若年層の雇用創出に関する協力を日本政府及びJICAに要請した。同要請に基づき、JICAは2015年~2017年にかけて「ソマリア国若年層雇用に係る情報収集・確認調査」を実施した。同調査の結果、ソマリア国内における雇用機会の拡大に繋がる可能性が高い分野として水産及び建築分野が提案されたことから、両分野のソマリア人関係者に対するパイロット研修を第三国にて実施した。これらの結果を踏まえて、ソマリア連邦政府は2017年3月に正式に若年層の雇用創出に関する技術協力を要請し、採択された。同年6月に基本計画策定調査を実施し、ソマリア側関係者と協議を行った結果、水産及び建築分野に限定せず、若年層雇用に資する起業家等も巻き込んだより包括的な産業振興支援を行うことで合意した。

2.プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

若年層雇用に係る能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

若年層の就業・起業の機会が増加する。

(3) プロジェクト目標

若年層の就業・起業を取り巻く環境が改善する。

(4) 期待される成果

- 1) 若年層の就業・起業の機会を生み出すパイロット産業の産業振興計画がドラフトされる。
- 2) 若年層の就業・起業の機会を生み出すパイロット産業分野の人材育成がなされる。
- 3) 主にパイロット産業分野で活動する起業家/現行企業の能力が強化される。

(5) 活動の概要

【成果1に係る活動】

- 1-1. JICAがまとめた「ソマリア国若年層雇用に係る情報収集・確認調査」をレビューする。
- 1-2. 若年層雇用に資するパイロット産業を特定するために必要な情報収集を関係省庁を通じて行う。
- 1-3. 1-1.及び1-2.を踏まえ、若年層雇用に資するパイロット産業を特定する。

- 1-4. パイロット産業の振興計画策定に係る研修を第三国で実施する。
- 1-5. 関係省庁との協議を踏まえ、パイロット産業の振興計画をドラフトする。
- 1-6. 成果 2 及び成果 3 の活動を踏まえ、ドラフトされた産業振興計画のレビュー及び改訂を行う。
- 1-7. 1-6.で策定された産業振興計画を関連省庁と共有する。

【成果 2 に係る活動】

- 2-1. 1-3.で特定されたパイロット産業の人材育成計画を作成する。
- 2-2. 2-1.を踏まえ、第三国で実施する研修講師研修(Training of Trainers。以下、「ToT」と言う。)の計画を作成する。
- 2-3. 第三国で実施する ToT の参加者を選定する。
- 2-4. 2-2.を踏まえ、第三国で ToT を実施する。
- 2-5. ToT のレビュー及び評価を行う。
- 2-6. 第三国での ToT を踏まえ、ソマリア国内での研修実施を促進する。
- 2-7. 2-4.及び 2-6.を踏まえ、教訓をまとめる。

【成果 3 に係る活動】

- 3-1. パイロット産業及びそれに関連する産業分野で活動する起業家/現行企業の支援ニーズを確認し、研修・ビジネスプランコンテストの対象となる起業家/現行企業の要件を明確化する。
- 3-2. 3-1.を踏まえ、起業家/現行企業のための研修・ビジネスプランコンテストを計画する。
- 3-3. 3-1.を踏まえ、起業家/現行企業向けの研修を第三国で実施する。
- 3-4. 起業家/現行企業向けのビジネスプランコンテストを第三国で実施する。
- 3-5. 3-4.を踏まえ、ビジネスプランコンテストの参加者へのフォローアップ支援を第三国または遠隔で提供する。
- 3-6. ビジネスプランコンテストに参加した起業家/現行企業の間のネットワークを構築する。
- 3-7. 3-3.から 3-5.を踏まえ、教訓をまとめる。

(6) 対象地域

ソマリア全土

ただし、安全面の理由から JICA 関係者のソマリア入国は認められていない。本業務は遠隔での業務となり、コンサルタントの業務地は主として日本国内、ケニア(ナイロビ)、及びタンザニア(バガモヨ)となる予定。

(7) 関係官庁・機関

責任機関(窓口): 計画・投資・経済開発省

実施機関: 計画・投資・経済開発省、産業・貿易省、水産・海洋資源省、公共事業・復興省 等

3. 業務の目的

「若年層雇用に係る能力強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る討議議事録(Record of Discussions。以下、「R/D」と言う。)に基づき業務(活動)を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

- (1) 本業務は、当機構が 2017 年 9 月にソマリア連邦政府と締結した R/D に基づいて実施される「若年層雇用に係る能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について JICA に提言する事が求められる。
- (2) また、コンサルタントは本業務実施にあたり、プロジェクトの目的がソマリア国側の関係者の

能力向上であることに留意し、「5. 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。

(3) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成し、ソマリア国関係者に説明・協議のうえ提出する。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 遠隔での事業実施体制の構築

ソマリア国内の治安情勢が不安定であり、本業務では(現地傭人も含めて)日本側関係者の現地活動は認められていないため、活動場所は主に日本、ケニア、及びタンザニアとなる(第三国での活動は 30M/M 程度を想定)。コンサルタントは、遠隔によるコミュニケーション手段(メール、電話、スカイプ、JICA テレビ会議システム等)の活用、第三国(ケニアやタンザニア等)での協議・調整の場の設置等を通じて、ソマリア側関係者との円滑な協議・調整に務めること。その際には、日本側関係者が現地に入らなくとも、ソマリア側関係者が自立的に活動を実施できる体制の構築を意識して取り組むこと。

なお、ソマリア側関係者が第三国での合同調整委員会 (JCC) およびその他の協議・調整に出席するための費用は、本来ソマリア側が負担すべきものであるが、財政的に厳しい状況にあること及び第三国で実施することを勘案すると、先方では負担できない事が予想される。したがって、当該経費につき別見積もりで計上すること。また、第三国での活動については、ホテルの会議室等を一時的に借り上げてプロジェクトオフィスとすることを想定している。したがって、これに係る費用は本見積もりで計上すること。

ただし、現地治安情勢に変化が生じた場合には、実施体制の変更についても検討する。仮に治安情勢が好転した場合には、(他の開発援助機関と同様に)首都モガディシ(ただし、空港施設のみ)及び地方都市におけるソマリア側関係者との直接協議の可能性について JICA 本部/ケニア事務所と共に検討する。他方、治安情勢がさらに不安定化し、5. (7) に記載されているソマリア人アドバイザーの派遣ができなくなった場合等は、遠隔及び第三国での協議・調整のみに頼らざるを得なくなる可能性もある。したがって、現地の治安情勢等に応じて柔軟な対応が求められる点につき、予め認識しておくこと。

(2) 安全管理の徹底

JICA では業務に従事する関係者の安全を第一に、安全対策を徹底しながら事業を展開している。ソマリア国内では依然としてテロ行為が発生し、ソマリア政府軍等による掃討作戦が進行している。5.(1)に記載のとおり、本業務は遠隔での実施を想定しているものの、安全対策においても万全を期すために、JICA ケニア事務所からの安全対策に関する指示に従うとともに、JICA が設定する安全管理基準を厳守すること。また、コンサルタント側においても、日常的に治安情報の収集に努めるここと。

(3) 段階的な計画策定によるプロジェクトの検討

本プロジェクトでは、段階的な計画策定(2 段階計画策定)を予定している。すなわち、基本計画に基づき協力を開始し、協力開始後 1 年を目途に詳細計画を取りまとめ、事業事前評価表を作成する。コンサルタントは、2 段階で計画が策定されることを念頭に、必要な情報収集、プロジェクトの各活動の具体的な内容の検討、関係機関との調整等を行う。JICA 本部/ケニア事務所は、本プロジェクト開始後 1 年を目途に、詳細計画の策定のための調査団を第三国に派遣し、「上位目標」、「プロジェクト目標」及び「成果」の指標の設定並びに事前評価表の作成を行う。プロポーザルの中では、上記のプロセスを踏まえること。

(4) 複数省庁に跨るソマリア側実施体制

2. (7) に記載のとおり、本プロジェクトではソマリア側関係省庁(以下、「C/P 機関」と言う。)が複数に跨っている。計画・投資・経済開発省がソマリア側の窓口機関を務めるものの、各省庁間の調整・

連絡機能は十分とは言い難い。ソマリア側とは、コンサルタントによる遠隔対応、第三国での協議、以下の 5.(7) に記載のソマリア人アドバイザーによる働きかけを通じた調整が想定されるが、ソマリア側 C/P 機関間の一体的な対応を促し、彼らの組織的能力強化を意識して業務に取り組むこと。

(5) 有望産業分野の特定

本プロジェクトでは、産業・貿易省及び同省に派遣予定のソマリア人アドバイザーと協働し、若年層雇用創出に繋がる有望産業をパイロット的に特定することを想定している。水産分野に関しては、「ソマリア国若年層雇用に係る情報収集・確認調査」、2016 年度に実施したパイロット研修(詳細については 5.(8)(ウ)を参照)、及び C/P 機関・開発援助関係者との協議の結果、有望分野の一つと見込まれている。また、建築分野も有望分野の一つと考えられているものの、5.(8)に記載のとおり、研修受入機関や現地フォローアップに係る方策が確定していない状況にある。これらを踏まえて、有望産業の特定方法につきプロポーザルで提案すること。特に、建築・水産分野以外の産業を有望産業として特定することを想定している場合には、プロポーザルの中でその理由を明記すること。

なお、特定される有望産業(以下、「パイロット産業」と言う。)は、最大でも 3 分野を想定しているが、プロポーザルでは計 2 分野を想定して必要経費を計上すること。一方、C/P 機関や JICA との協議を通じて、3 分野が特定され、追加の業務が発生する場合は、必要に応じ契約変更等で対応することとする。

(6) 産業振興計画(案)及び人材育成計画(案)の策定

本プロジェクトでは、上記のパイロット産業決定後、パイロット産業毎(合計 2~3 分野)に産業振興計画(案)及び人材育成計画(案)を策定する。ただし、日本側関係者による現地調査・活動が行えないことを勘案し、両計画の内容は、JICA がこれまでにソマリア向け及び第三国向けに実施した事例、ソマリア側 C/P 機関、ソマリア人アドバイザー、他の開発援助機関や関連文献等からの情報収集で策定可能な内容を想定している(産業振興計画については計 20 ページ程度を想定。また、内容項目(案)は以下のとおり)。両計画ともに実行性の高いものが策定される必要がある。従って、両計画の具体的な内容・構成については、これらの点を十分に踏まえつつ、本プロポーザルにて提案すること。

- セクターの現状分析
- 開発のビジョン
- 基本理念
- ゴール・目的
- 戦略
- 優先分野・地域
- 実施体制
- モニタリングと評価

また、産業振興計画を策定する際には、加工、製品開発、マーケティングといったバリューチェーン全体の視点を盛り込むよう留意すること。

(7) ソマリア人アドバイザーの派遣及び協働

本プロジェクトでは、IOM のスキーム¹を利用して主にディアスポラ(国外居住者)であるソマリア人

¹ Migration for Development in Africa (通称 MIDA)。2009 年から開始されたプログラムで累計 400 名超のソマリア人ディアスポラを政府機関等へのアドバイザーとしてソマリア全土に派遣した実績あり。(<https://www.iom.int/mida>) JICA は IOM との間で契約を締結し、IOM の同プログラムに資金供与し、IOM は JICA と相談しながら、ソマリア人アドバイザーの採用・派遣・モニタリング・実績評価・安全管理等を行う予定。

をアドバイザーとしてC/P機関へ派遣する予定である。コンサルタントは遠隔によるコミュニケーション手段等で連絡を取りつつ、ソマリア人アドバイザーとの情報共有・活動に関する協議・調整を行う。ソマリア人アドバイザーの当初の派遣計画は以下の通りであるが、必要に応じ本プロジェクトの進捗に応じて、最大で2名の追加派遣（計4名）を検討する。追加派遣の要否及び派遣分野は、協力開始後に実施する有望産業分野の特定に係る一連の活動の結果を踏まえて決定する。IOMとの契約や派遣に係る必要な調整はJICAケニア事務所が行う。

なお、ソマリア人アドバイザーは、JICA及びコンサルタントの直接の監督・指揮命令系統下にはない。一方、本プロジェクトの目標達成に貢献することがアドバイザーのTORに明記される予定であり、また、本プロジェクトの中では唯一の現地投入となる予定。したがって、コンサルタントは、日常的にソマリア人アドバイザーと密に連絡・調整を行い、必要な協力を得つつ、本業務を進めていくこと。

IOMのスキームを通じたソマリア人アドバイザーの派遣計画（案）は以下のとおり。

派遣先	主な業務内容	人数	期間
Ministry of Planning, Investment and Economic Development	本事業の全体調整・モニタリング	1	2018年1月 ～2020年 12月（1年 毎に更新 の予定）
Ministry of Industry and Trade	有望産業特定支援・産業振興計画策定支 援	1	

（8）ソマリア国外での研修の実施

ソマリア国内での活動が制限されていることから、本プロジェクトでは成果1～3の各活動においてソマリア国外での研修の実施を想定している。コンサルタントは各々の研修について、ソマリア側C/P機関と受入機関との調整、ソマリアからの研修員派遣に必要な手続きを担う。研修実施に係る経費は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」(<https://www.JICA.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/trainee.html>)及び第三国日当旅費基準(配布資料)に従い、研修を実施する際に必要となる諸経費等(航空運賃、日当、宿泊費、査証代、空港送迎費を想定)を別見積りとして提出すること。なお、水産分野がパイロット産業と特定された場合、以下の（ウ）Aについては、研修実施機関の経験・施設・使用可能な言語を勘案してFisheries Education and Training Agencyへの現地再委託による実施を想定している。また、パイロット産業及びそれに関連する研修が特定された段階で、必要に応じて契約変更を行うこととする。

（ア）本邦研修

成果1～3に関連して、企業・起業家育成等に取り組む日本の地方自治体/民間/NGOの取り組みの視察・意見交換を目的としてC/P機関の政府職員を対象とした本邦研修の実施を予定している。プロジェクト期間中に、計2回(1回につき10日間、5名程度)の実施を想定。本プロジェクトに先立って実施した「ソマリア国若年層雇用基礎情報収集調査」の枠組みの中では、同じ目的の下、宮城県女川町を訪問した。他方、現段階では具体的な研修実施時期/場所/内容は決定していないため、本プロザル内で提案すること。最終的には、プロジェクト開始後に、C/P機関、JICAと協議の上、決定する。

（イ）第三国研修(産業振興計画策定支援)

成果1の活動として、産業振興計画案の策定を目的としてC/P機関の高官及び担当職員を対象とした第三国研修の実施を予定している。JICAが過去に産業振興計画策定支援、人材育成支援、またはバリューチェーンの構築支援を行った第三国の政府による産業振興計画の策定・実施状況等を視察し、ソマリア向けの産業振興計画策定の参考にしてもらう。パイロット産業毎に1回ずつの第三国研修(1回/1週間/各回5名程度)を実施予定。他方、現段階では具体的な研修実施時期/場所/内容は決定していないため、本プロザル内で提案すること。最終的には、プロジェクト開始

後に、C/P 機関、JICA と協議の上、確定する。

(ウ)第三国研修（講師育成）

本プロジェクトに先立って実施した「ソマリア国若年層雇用基礎情報収集調査」の結果を踏まえて、2016 年度にパイロット的に水産及び建築分野の第三国研修（以下、「パイロット研修」と言う。）を行った。本プロジェクトにおいても、成果2の活動として、第三国での講師育成研修（以下、「ToT 研修」と言う。）を実施する。他方、現段階では具体的な研修実施時期/場所/内容は決定していないため、本プローザル内で提案すること。最終的には、プロジェクト開始後に、C/P 機関、JICA と協議の上、決定する。

2016 年度に実施したパイロット研修の概要は以下のとおり。

A) 水産研修（タンザニア）：2016 年 8 月にタンザニア（バガモヨ）にある Fisheries Education and Training Agency（以下、「FETA」と言う。）を受け入れ機関として ToT 研修（5 週間/15 名）を実施。主な研修内容は以下のとおり。

- ・零細産業（生産）※集魚装置（Fish Aggregation Devices、以下、「FADs」と言う。）の設置も含む
- ・水産物の取り扱い、加工、保存
- ・水産物の販売とマネージメント
- ・船外機メンテナンス
- ・漁業組合の強化・普及
- ・水産資源管理

（注）FADs 関連と船外機メンテナンスの講義・実習については、日本人専門家が講師を務めた（船外機メンテナンスに関しては、ヤマハ発動機株式会社（以下、「ヤマハ」と言う。）のケニア支店から日本人講師を招聘した）。

B) 建築研修（ケニア）：2016 年 5 月にケニア（ナイロビ）にある Kenya Technical Trainers College（以下、「KTTC」と言う。）を受け入れ機関として、建築現場監督者に必要な管理技術に係る ToT 研修を実施した（4 週間/14 名）。主な研修内容は以下のとおり。

- ・図面の読み方/書き方
- ・入札準備
- ・建築資材のテスト
- ・建築現場における資機材、人員管理
- ・建設現場における品質及び工程管理
- ・安全対策
- ・守衛小屋の建築演習
- ・建築現場の視察

水産分野がパイロット産業と特定された場合、水産研修は、3 年間のプロジェクト期間で計 3 回（各回 5~7 週間、参加者は各 15 名程度、後述の Lead Fisherman 含む）、FETA で実施することを想定している。JICA 船外機メンテナンスについては、引き続きヤマハからの講師招聘（1 名/4 日程度）を想定しているため、必要な移動費用（ナイロビ-ダルエスサラーム間を空路で移動することを想定）、宿泊費、日当、査証費用も併せて別見積に含めること。

他方、現地フォローアップに関しては、コンサルタントがソマリア入りできない状況から、国連食糧農業機関（以下、「FAO」と言う。）との連携を検討している。具体的には、FAO はプロジェクト「Coastal Communities Against Piracy: CCAP」を実施中であり、CCAP の中で、既存の漁民や新しく漁業に乗り出す人材を対象とした技術研修及びその講師役となる Lead Fisherman の育成研修を計

画している。CCAP の中で鍵となる Lead Fisherman を本プロジェクトの ToT 研修で受け入れ(ただし、ToT 研修の参加者の合計は Lead Fisherman 含め 15 名までとする)、ToT 後に Lead Fisherman がソマリア国内で他の漁民の育成に携われば、本プロジェクトの ToT 研修のフォローアップとなることから、このような形での連携を FAO ソマリアに依頼し、基本合意を得ている。追って本協力に係る MoU を FAO ソマリアと JICA ケニア事務所の間で締結する予定。

一方、建築研修はパイロット産業として特定される見込みはあるものの、研修受入機関や現地フォローアップに係る方策が確定していない。そのため、建築分野がパイロット産業と特定された場合、プロジェクト活動開始後に研修実施機関の特定やフォローアップ方法も含めて、C/P 機関や JICA ケニア事務所と対応を検討すること。

(工)第三国研修（起業家/現行企業支援）

成果 3において、ケニアでのビジネスプランコンテスト(以下、「BPC」と言う。)の準備・開催、及び第三国の起業家の先進的な取り組みを視察するためのスタディーツアーの実施を予定している。前者については、BPC 本番の参加者は約 10 名を想定している。後者については、3 年間のプロジェクト期間で計 3 回(年 1 回/1 週間/各回 5 名程度)の実施を予定している。前者後者ともに現段階では具体的な研修実施時期/場所/内容は決定していないが、想定される研修内容について本プロザル内で提案すること。最終的には、プロジェクト開始後に、C/P 機関、JICA と協議の上、確定する。

(9)他の開発援助機関等との連携

本プロジェクトでは他の開発援助機関との連携が想定されている。特に第三国での ToT 研修実施後の現地フォローアップにおいて、JICA 関係者が現地に立ち入れない制約もあり、他の開発援助機関との連携が求められる。

上述のとおり水産分野がパイロット産業と特定された場合、FAO との連携が想定されているが、建築等の他のパイロット産業の候補分野においても、協力開始後に ToT 研修のフォローアップを中心に他の開発援助機関や国際 NGO 等との連携を検討する。プロジェクト期間中は連携先の団体の活動をモニタリングし、JICA ケニア事務所とともに関連情報の収集に努めること。

また、本プロジェクトでは難民支援の観点から、国連難民高等弁務官事務所との連携も検討する。成果 2 で行われる ToT 研修や現地フォローアップ活動において、第三国(ソマリア)難民やソマリアへ帰還した帰還民の参加可能性について、ソマリア側 C/P 機関や JICA ケニア事務所と共に検討すること。

ソマリア人アドバイザーの派遣にあたっては、5. (7)に記載のとおり IOM のスキームの活用を想定している。同アドバイザーの活動については、コンサルタントとの直接の監督・指揮命令系統にあるものではないが、その活動内容等について調整が必要な場合には、JICA ケニア事務所と相談しつつ、IOM と調整を行うこととする。

(10)起業家/現行企業支援

成果 3 の活動では、ソマリアの起業家/現行企業への支援が想定されている。この活動には専門的な知見やノウハウが求められるため、当該業務について経験・知見を豊富に有する企業・機関等との共同体の結成、補強も含めて検討すること。BPC については、コンペティション型を想定しているが、適当と思われる実施形態と実施方法をプロポーザルにて提案すること。また、活動の多くは遠隔であり、オンライン上でのコミュニケーションが想定されるため、対象とする起業家/現行企業との連絡・調整用のウェブポータルや BPC 広報用のウェブサイト作成等についても、プロポーザルにて提案すること。

BPC 後のフォローアップ活動に関しては、主に遠隔でのアドバイザリーサービスの提供を想定しているが、これに加えて有効かつ現実的なフォローアップ活動がある場合にはプロポーザルで提案すること。

(11)合同調整委員会 (JCC)

本プロジェクトの最高意思決定機関である合同調整委員会(Joint Coordination Committee、以下「JCC」と言う。)の議長及びプロジェクトダイレクターは、計画・投資・経済開発省次官が担う。現在、ソマリア国内への日本側関係者の立ち入りは認められていないため、ソマリア側関係者が出席の上でナイロビにて行うことを想定している。JCC は R/D にて合意されたソマリア側関係者約 5 名が参加し、半年に一回程度開催するものとする。コンサルタントは JCC の計画・開催・運営を支援する。また、会議を円滑に進めるために、問題事項、方針等の要点を明瞭かつ簡潔に説明できるよう、C/P 機関を支援する。

(12) プロジェクト・デザイン・マトリックス(PDM)及び活動計画(PO)を基本としたソマリア側との共同運営

本プロジェクトは、PDM 及び PO に沿って、ソマリア側 C/P 機関及びソマリア連邦政府へ派遣予定のソマリア人アドバイザーと共に実施することを基本とする。プロジェクトの活動中に PDM や PO の変更が必要となった場合には、JCC での協議と合意をもって変更することとし、コンサルタントはその改訂に協力すること。

また、PDM における上位目標・プロジェクト目標・各成果に対応する指標は、R/D 署名段階では仮の設定であり、5. (3)のとおりプロジェクト開始後1年を目途に、現状把握や課題の抽出結果に基づいて見直し・精緻化を行う。なお、指標の設定の際には、定量的のみならず定性的な指標を採用することを可とするが、曖昧さを避け、客観性の担保に留意すること。

(13) モニタリング

本プロジェクト実施にあたっては、定期的に報告・協議すべき共通のモニタリング項目を定めた Project Monitoring sheet (JICA 指定フォーム有・配布資料参照) を基に日常的な事業モニタリングを行うこととする。モニタリング事項は、活動報告のみならず、成果発現状況、解決すべき実施上の課題・懸案事項及びプロジェクトの進捗及び成果に正または負の影響を及ぼす外部要素を含み、従来の中間レビュー及び終了時評価で実施している工程を包括する。コンサルタントは、6か月に1度を目途に、JCC 等での議論もふまえながらカウンターパート機関と共同で Project Monitoring Sheet を作成し、JICA 本部/ケニア事務所に提出すること。また、上述のとおり、同シートの承認も含めて JCC を年に 2 回開催する予定。JCC には JICA も参加し、進捗確認及び必要な提言を行うことから、コンサルタントはこれに協力すること。また、プロジェクト終了 1 か月前に業務完了報告書を C/P とともに作成し、JICA 本部/ケニア事務所に提出すること。

(14) 事業のフェーズ(期)分け、及び第 2 期契約以降の柔軟性確保

本業務については、2017 年 12 月に開始し、以下の 3 つの期間に分けて実施することを想定している。約 36 カ月後の終了を目指とする。

- 1) 第 1 期:2017 年 12 月～2018 年 12 月
- 2) 第 2 期:2018 年 12 月～2019 年 12 月
- 3) 第 3 期:2019 年 12 月～2020 年 12 月

ソマリアにおける不安定な治安情勢に鑑み、フェーズ毎の契約内容については状況に応じて柔軟に対応することとする。また、それぞれの契約期間の終了時点において、次期契約期間の業務内容の変更の有無等について JICA と協議し、契約交渉を経て契約を締結することとする。なお、契約期間分けについては、上記に拘らず、コンサルタントが適切と考える期間をプロポーザルにて提案することを可とする。

(15) 広報

業務実施にあたり、本協力の意義、活動内容とその成果をソマリア国及び我が国両国の国民各層に正しく理解してもらえるよう、効果的な広報に努める必要がある。コンサルタントは JICA の技術

協力プロジェクト・ホームページの作成・運営を含め、積極的な広報活動及び成果の発信を行うこととする。これに対してコンサルタントが取り得る活動について、具体的な提案をプロポーザルの中で記載すること。

また、本プロジェクトで得られた知見や教訓を各種国際会議等で発信を行う可能性がある。その際には、コンサルタントは、会議での登壇、発表資料の作成、Webコンテンツの作成支援等を行うこととする。

6. 業務の内容

コンサルタントは、上記「2.プロジェクトの概要」に示したプロジェクト目標、成果を達成するために活動を実施する。コンサルタントは以下を参考に、より効果的、効率的にプロジェクト目標、成果を達成する方法、業務内容、作業工程をプロポーザルにて提案すること。本業務の内容は次のとおり。

【第1期：2017年12月～2018年12月】

(1) 業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内にJICAに提出し、業務計画書の内容及び本業務の基本的な進め方について承諾を得る。

(2) ワーク・プラン(第1期)の作成・協議

これまでに実施された本プロジェクトに関する報告書や関連資料等を基に、本プロジェクトの要請背景・内容及びこれまでの経緯、現状の把握を行う。その後、業務実施に係る基本方針(実施体制、活動内容、実施手法、スケジュール、業務工程計画等)を検討し、これらをワーク・プラン(案)に取り纏める。ワーク・プラン(案)及びR/D署名時に合意されたPDM・POを基に、C/P機関と協議・意見交換を行い、プロジェクトの全体像を共有する。同作業はJCCの場で行うこととする。なお、プロジェクト期間を通じて、JCCの場において本プロジェクトの進捗を監理することについて、C/Pと合意形成を行う。また、コンサルタントは、JCCの開催を支援するとともに、JCCに参加してプロジェクトの進捗等を報告する。また、議事内容のとりまとめを行う。

(3) (活動1-3に関連)ソマリアの若年層雇用に資するパイロット産業の特定

JICAがまとめた「ソマリア国若年層雇用に係る情報収集・確認調査」(以下、「基礎調」と言う。)を参考にしながら、コンサルタントは若年層雇用に資するパイロット産業を特定するために必要な情報収集をC/P機関、ソマリア人アドバイザー、及び援助関係機関を通じて行う。これらの情報を基に、産業・貿易省と若年層雇用に資するパイロット産業を特定する。なお、その際には5.(5)の留意点に十分注意する。パイロット産業の特定に係る合意形成に時間を要する場合は、基礎調及びパイロット研修の結果を踏まえ、水産分野を先行して支援することも検討する。

(4) モニタリングシート Ver.1 の作成・協議

第1回JCC、ソマリア人アドバイザーによる情報提供、本プロジェクトの活動、更には、過去に実施された本プロジェクトに関する分野の報告書や関連資料等を基に、本プロジェクトの要請背景・内容及びこれまでの経緯、現状をモニタリングシートVer.1に取り纏める。モニタリングシートVer.1はC/P機関と共有する前にJICA本部/ケニア事務所に提出し確認を求める。JICA確認後、第2回JCCの場でC/P機関と共有・協議し、必要に応じて加筆・修正し、最終的にC/P機関の合意を得たものをJICAに提出する。

(5) (活動1-5に関連)パイロット産業の振興計画の策定

コンサルタントは、特定されたパイロット産業を監督する省庁(以下、「ライン省庁」と言う。)の政策策定や計画立案を担当する部署の高官・担当職員向けに、JICAが支援して策定された産業振興計画を持つ第三国への視察(第三国研修)を計画・実施する。その後、コンサルタントはライン省庁がパイロット産業の振興計画を策定する支援を行う。これらの活動は、必要に応じて、JICAが指定する国際協力専門員からのインプットも得つつ行うこととする。

(6) (活動2-1に関連)パイロット産業の人材育成計画の策定

コンサルタントは、ライン省庁の人材育成を担う部署が、パイロット産業に携わる人材の育成計画を策定する支援を行う。その際には、人材育成計画が、活動1-5の下でドラフトされる産業

振興計画の中身に沿つたものになるように留意する。これらの活動は、必要に応じて、JICA が指定する国際協力専門員からのインプットも得つつ行うこととする。

(7) (活動 2-4 に関連)パイロット産業の ToT の実施

2016 年度に実施したパイロット研修、活動 1-3、及び活動 2-1 の結果を踏まえつつ、第三国で実施する ToT の内容をライン省庁と決定する。同決定内容に基づき、第三国の研修機関と第三国研修の実施に係る現地再委託契約等を締結する。ToT の参加者は、計画・投資・経済開発省及びライン省庁を通じて選定する。第三国の研修機関が ToT を実施する際には、JICA が関与することによって研修の質が向上するように工夫をすること。水産分野がパイロット産業として特定され、水産分野の第三国研修を実施することになった場合には、ソマリアで広く普及しているヤマハの船外機のメンテナンスに詳しい日本人エンジニアを研修講師として派遣することを想定すること。

また、コンサルタントは同研修のモニタリング・評価を実施する。研修の評価の際には、本プロジェクトで策定支援している産業振興計画及び人材育成計画の内容を充実させるための提案・教訓の抽出も行うこと。

(8) (活動 2-6 に関連)ToT 後のソマリア国内フォローアップ

ToT 研修実施後には、ToT 参加者がソマリア国内で研修を実施するための側面支援を行う。水産分野がパイロット産業として特定された場合には、現地パートナーとして FAO と連携予定であることから、連携に当たっての調整を JICA ケニア事務所とともにを行う。水産分野以外のパイロット産業については、現地パートナー（国際機関を想定）探しも含めて行う。連携先の検討の際には、JICA ケニア事務所と十分に相談・協議を行う。また、ソマリア国内のフォローアップ活動の結果については、現地パートナー、計画・投資・経済開発省、ライン省庁、及びソマリア人アドバイザーから積極的に収集し、本プロジェクトの成果としてまとめる。

(9) (活動 3-4 に関連)起業家/現行企業向けの BPC の開催

パイロット産業及びそれに関連する産業分野で活動する起業家/現行企業の支援ニーズを確認し、研修・BPC の対象となる起業家/現行企業のタイプを明確化し、産業・貿易省とともに、BPC を計画・実施する。BPC 実施後には、参加者へのフォローアップ支援を提供する。フォローアップ支援の中には、第三国への視察（第三国研修）も含まれる。更に、BPC に関する活動をレビューし、教訓を抽出し、第 2 期以降に活かせるようにする。

(10)(活動 3-6 に関連)起業家/現行企業間のネットワークの構築

BPC に参加した起業家/現行企業の間のネットワーキングの機会を提供し、起業家/現行企業同士のネットワークがソマリア国内で構築されるような工夫を行う。例えば、起業家/現行企業のネットワーキング化や連絡・調整のためのウェブポータルを製作・運用する。

(11)モニタリングシート Ver.2 の作成・協議

本プロジェクトは 2 段階方式による計画策定を予定している。そのため、コンサルタントは C/P 機関のキャパシティ・アセスメント、パイロット的な活動等を経て、業務開始後 1 年を目途に JICA が本格協力の詳細計画(案)を作成する際に、必要な情報提供を行う。これらの情報提供を基に、JICA は本プロジェクトの詳細計画策定を行う。また、詳細計画策定結果を踏まえて、コンサルタントはモニタリングシート Ver.2 を作成し、第 3 回 JCC の場で C/P 機関の合意を得る。JICA は詳細計画策定結果を基に、事前評価表を定めるとともに、必要に応じて R/D の改定等を行う。

なお、第 1 期末に作成するモニタリングシート Ver.2 には、第 2 期に向けての課題についても記載する。

【第2期:2018年12月～2019年12月】

(1) ワーク・プラン(第2期)の作成・協議

第1期の活動結果及びC/P機関及びJICAからのフィードバックを踏まえ、ワーク・プラン(案)を作成する。同案をJICA本部/ケニア事務所に提出し、協議の上、必要な修正を行う。JICAの承認後、C/Pに対し、同案を説明・協議し、その内容について合意を得る。

(2) 産業振興計画・人材育成計画のレビュー

第1期で策定支援したパイロット産業の振興計画及び人材育成計画について、第1期の活動結果を踏まえて、C/P機関とともにレビュー及び改訂を行う。これらの活動は、必要に応じて、JICAが指定する国際協力専門員からのインプットも得つつ行うこととする。

(3) (活動2-4に関連)パイロット産業のToTの継続

第1期で実施したToTのモニタリング及びレビュー結果を踏まえつつ、第2期のToTの内容をライン省庁と決定する。同決定内容に基づき、第三国の研修機関と第三国研修の実施に係る現地再委託契約等を締結する。ToTの参加者については、計画・投資・経済開発省及びライン省庁を通じて選定する。ToTを実施する際の留意点は第1期に同じ。

また、第1期同様、コンサルタントは同研修のモニタリング・評価を実施する。研修の評価の際には、人材育成計画及び産業振興計画の内容を充実させるための提案・教訓の抽出を行う。

(4) (活動2-6に関連)ToTのソマリア国内フォローアップの実施

各ToT研修について、ToT研修実施後のソマリア国内でのフォローアップの実施促進を継続して行う。また、ソマリア国内のフォローアップ活動の結果については、現地パートナー、計画・投資・経済開発省、ライン省庁、及びソマリア人アドバイザーから積極的に収集し、本プロジェクトの成果としてまとめる。

(5) (活動3-4に関連)起業家/現行企業向けのBPCの開催

第1期の活動結果を踏まえ、産業・貿易省とともに、第2回目のBPCを計画・実施する。BPC実施後には、参加者へのフォローアップ支援を提供する。フォローアップ支援の中には、第三国への視察(第三国研修)も含まれる。更に、BPCに関連する活動をレビューし、教訓を抽出し、第3期に活かせるように努める。

(6) モニタリングシートVer.3の作成・協議

コンサルタントはProject Monitoring Sheet Ver.3の作成を行い、プロジェクトの進捗状況を確認する。その際には、詳細計画策定時にC/P機関と合意したPDM、POからの変更の有無を確認する。モニタリング結果はJCCにて報告し、承認を得る。第1期と同様、コンサルタントはJCCの開催を支援するとともに、JCCに参加してプロジェクトの進捗等を報告する。また、議事内容の取りまとめを行う。

(7) (活動3-6に関連)起業家/現行企業間のネットワークの構築

BPCに参加した起業家/現行企業の間のネットワーキングを引き続き行う。第1期の活動結果を踏まえ、起業家/現行企業間のネットワークが構築されつつあるか、構築されていないとすれば何が障壁となっているのかを確認し、必要な投入を検討・実施する。

(8) モニタリングシートVer.4の作成・協議

第2期の活動結果を踏まえて、コンサルタントはモニタリングシートVer.4を作成し、JCCの場でC/P機関の合意を得る。なお、第2期末に作成するモニタリングシートVer.4には、第3期に向けての課題についても記載する。

【第3期：2019年12月～2020年12月】

(1) ワーク・プラン(第3期)の作成・協議

第2期の活動結果を踏まえ、第3期に係るワーク・プラン(案)を策定する。第3期は本プロジェクトの最終期となるため、前期までの留意事項及び活動結果を鑑みた上で活動を継続しつつも、特に評価5項目を意識して活動を進める。同案をJICA本部/ケニア事務所に提出し、協議の上、必要な修正を行う。JICAの承認後、C/P機関に対し、同案を説明・協議し、その内容について合意を得る。

(2) 産業振興計画・人材育成計画のレビュー

第2期で策定支援したパイロット産業の振興計画及び人材育成計画について、第2期の活動結果を踏まえて、C/P機関とともにレビュー及び改訂を行う。これらの活動は、必要に応じて、JICAが指定する国際協力専門員からのインプットも得つつ行うこととする。

(3) (活動2-4に関連)パイロット産業のToTの継続

第2期で実施したToTのモニタリング及びレビュー結果を踏まえつつ、第3期のToTの内容をライン省庁と決定する。同決定内容に基づき、第三国の研修機関と第三国研修の実施に係る現地再委託契約等を締結する。ToTの参加者については、計画・投資・経済開発省及びライン省庁を通じて選定する。

また、ToTの最終回であることから、コンサルタントは同研修の評価及び教訓のとりまとめに注力する。研修の評価の際には、人材育成計画及び産業振興計画の内容を最終化させるための提案・教訓の抽出を重点的に行う。

(4) (活動2-6に関連)ToTのソマリア国内フォローアップの実施

各ToT研修について、ToT研修実施後のソマリア国内でのフォローアップ実施促進を継続していく。本プロジェクト完了後もToTの成果がソマリア国内で普及されるような工夫を現地パートナーと検討・試行する。また、ソマリア国内のフォローアップ活動の結果については、現地パートナー、計画・投資・経済開発省、ライン省庁、及びソマリア人アドバイザーから積極的に収集し、本プロジェクトの成果としてまとめる。

(5) (活動3-4に関連)起業家/現行企業向けのBPCの開催

第2期の活動結果を踏まえ、産業・貿易省とともに、第3回目のBPCを計画・実施する。BPC実施後には、参加者へのフォローアップ支援を提供する。フォローアップ支援の中には、第三国への視察(第三国研修)も含まれる。更に、BPCに関連する一連の活動をレビューし、産業・貿易省とともに教訓を抽出しまとめる。その際に、起業家/現行企業支援を行っている他の援助関係機関にも参考となるような形で教訓を取りまとめておくこととする。

(6) プロジェクト効果検証

第3期は本プロジェクトの最終期となるため、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前に調査を実施し、その結果をモニタリングシートVer.5にまとめる。その結果をJCCの場でC/P機関に説明し、承認を得る。

(7) (活動3-6に関連)起業家/現行企業間のネットワークの存続支援

本プロジェクト終了後も、BPCに参加した起業家/現行企業間のネットワークが引き続き維持されるような仕組みを検討・導入する。

(8) 産業振興計画・人材育成計画のドラフトの最終化

第1期から3期を通じて策定支援したパイロット産業の振興計画及び人材育成計画について、第3期の活動結果を踏まえて、C/P機関とともにレビュー及び改訂を行い、最終版(案)を策定す

る。これらの活動は、必要に応じて、JICA が指定する国際協力専門員からのインプットも得つつ行うこととする。

(9) 業務完了報告書の作成・協議

プロジェクト終了時に目標・成果・活動の達成状況、C/P の能力改善状況及び将来に向けての課題を含む業務完了報告書を作成する。その際、まずドラフトを JICA へ提出し、内容の承諾を得た上で、JCC の場を活用して、C/P 機関への説明及び内容に関する協議を実施する。この協議結果を踏まえて、当該報告書を修正し、最終版を JICA 本部/ケニア事務所へ提出する。

また、3 年間の活動を踏まえて、本プロジェクトの次期フェーズに係る提言をまとめて、JICA 本部/ケニア事務所に提出する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、第1期及び第2期は Project Monitoring Sheet、第3期はプロジェクト事業完了報告書とし、それぞれ(2)の技術協力成果品を添付するものとする。

期	レポート名	提出時期	部 数
第1期	業務計画書(第1期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文:10 部
	ワーク・プラン(全体期間及び第1期)	業務開始から 1 か月以内	英文:20 部
	Project Monitoring Sheet Ver. 1	業務開始から 6 か月以内	英文:20 部
	Project Monitoring Sheet Ver. 2*	Ver. 1 の提出から 6 か月後	英文:20 部
第2期	業務計画書(第2期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文:10 部
	ワーク・プラン(全体期間及び第2期)	業務開始から 1 か月以内	英文:20 部
	Project Monitoring Sheet Ver. 3	Ver. 2 の提出から 6 か月後	英文:20 部
	Project Monitoring Sheet Ver. 4*	Ver. 3 の提出から 6 か月後	英文:20 部
第3期	業務計画書(第3期) (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	和文:10 部
	ワーク・プラン(全体期間及び第3期)	業務開始から 1 か月以内	英文:20 部
	Project Monitoring Sheet Ver. 5	Ver. 4 の提出から 6 か月後	英文:20 部
	プロジェクト業務完了報告書 (Project Completion Report)	第3期契約終了前 1 か月	英文:20 部 和文サマリー:10 部 英文 CD-R:5 枚 和文 CR-R:5 枚

*業務進捗報告書を兼ねることとする。従って、Project Monitoring Sheet の 1-10 Other remarkable/considerable issues related/affect to the project には、プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)やプロジェクト目標の達成度(JCC や Monitoring Sheet の概要、評価五項目等)も含めることとする。ただし、C/P 機関と共有するのは適切でないが日本側で共有すべきプロジェクト実施上の課題、工夫、教訓等がある場合には、JICA 提出時に添付する(和文・英文等の体裁は問わない)。

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化(CD-R)の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

① 業務計画書

① 業務の実施方針

1. 業務実施の基本方針
2. 業務実施の方法
3. 業務フローチャート
4. 作業工程計画
5. 要員計画その他(再委託業務の仕様、機材輸入、輸送計画、その他必要事項)

② コンサルタントの業務実施体制

③ 全体見積金額と当該年度契約金額

② ワーク・プラン

- 1) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- 2) プロジェクト実施の基本方針
- 3) プロジェクト実施の具体的方法
- 4) プロジェクト実施体制(JCC の体制等を含む)
- 5) PDM(指標の見直し及びベースライン設定)
- 6) 業務フローチャート
- 7) 詳細活動計画(Work Breakdown Structure 等の活用)
- 8) 要員計画
- 9) 先方 C/P 便宜供与負担事項
- 10) その他必要事項

③ モニタリングシート記載項目(案)

モニタリングシートは JICA 指定の様式に基づき作成すること。

④ 業務完了報告書記載項目(案)

- 1) プロジェクトの概要(背景・経緯・目的)
- 2) 活動内容(業務フローチャートに沿って記述)
- 3) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓(業務実施方法、運営体制等)
- 4) プロジェクト目標の達成度(JCC や Monitoring Sheet の概要、評価五項目等)
- 5) 上位目標達成に向けての提言

添付資料

- (ア) PDM(最新版、変遷経緯)
- (イ) 業務フローチャート
- (ウ) 詳細活動計画(Work Breakdown Structure 等の活用)
- (エ) 専門家派遣実績(要員計画)(最新版)
- (オ) 研修員受入れ実績
- (カ) 供与機材・携行機材実績(引渡しリスト含む)
- (キ) 各種委員会議事録等

- (ク) モニタリングシート
- (ケ) その他活動実績

(2) 技術協力成果品等

以下の技術協力成果品を提出する。提出に当たっては、事業完了報告書に添付して提出する。

コンサルタントと C/P が共同して作成する以下の資料を各期に提出するが、提出に当たっては、それぞれの完成期の Project Monitoring Sheet またはプロジェクト業務完了報告書に添付して提出する。なおこの成果品は基本は英語で作成する。

- ア 成果1に係る産業振興計画案
- イ 成果1に係る第三国研修の報告書
- ウ 成果2に係る ToT 研修の実施報告書
- エ 成果2に係る ToT 研修のために作成・使用された研修教材
- オ 成果3で行われる BPC の開催報告書
- カ 成果3で行われるフォローアップ支援(第三国研修)に係る報告書
- キ 本邦研修の報告書

(3) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ 活動に関する写真
- ウ Work Breakdown Structure (WBS)
- エ 業務フローチャート

(4) 議事録等

各報告書に係る同国政府との協議概要を協議議事録等にまとめ、JICA に速やかに提出する。また JICA が開催するワークショップやセミナー、各種会議について、議題、出席者、議事概要等を議事録に取りまとめ、開催後3日以内に JICA に提出する。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

2017年12月に開始し、以下の3つの期間に分けて実施することを想定する。約36ヶ月後の終了を目指とする。

- 1) 第1期: 2017年12月～2018年12月
- 2) 第2期: 2018年12月～2019年12月
- 3) 第3期: 2019年12月～2020年12月

2. 業務量の目途と業務従事者の構成(案)

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

第1期 約 20 M/M

第2期 約 20 M/M
第3期 約 20 M/M
(全体) 約 60 M/M

(2) 業務従事者の構成(案)

本業務には、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定する。ただし、ウ、エ、及び、オについては水産・建築分野がパイロット産業として特定された場合を前提として例示しているもの。コンサルタントからウ、エ、及び、オの専門家に代わる配置案があればプロポーザルにて提案することを可とする。また、パイロット産業が特定された段階で必要に応じて契約変更を行う。

コンサルタントは、業務内容を考慮の上、適切な専門家の配置をプロポーザルにて提案することとする。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ア 総括/産業政策(1号)
- イ 評価/モニタリング(3号)
- ウ 水産
- エ 水産政策
- オ 建築
- カ 起業支援
- キ 研修計画／業務調整

※直接人経費単価は、2017年度の直接人経費単価を上限とします。

https://www.JICA.go.jp/announce/information/20170220_02.html

3. 相手国の便宜供与

JICAが2017年9月にソマリア連邦政府と締結したR/Dに基づく。

4. 配布資料・貸与資料・参考資料

【参考資料】

ソマリア国若年層雇用に係る情報収集・確認調査最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032709.html>

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000032710.html>

IOM Migration for Development in Africa

<https://www.iom.int/mida>

【配布資料】

要請書

基本計画策定結果

R/D 写し

ソマリア人アドバイザーToR(案)

第三国日当旅費基準

モニタリングに関する説明資料(Monitoring sheet および Contents of the Project Completion Report を含む)

5. 現地再委託

本プロジェクトでは、成果2におけるToT研修について、現地再委託により実施することを可とする。再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則

り選定及び契約を行うこととし、委託業者である研修実施機関の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

6. 業務用機材

(1) 機材の調達

水産分野がパイロット産業として特定された場合、本業務では、事業用物品として以下の機材の購入を予定している。購入品目・仕様・本邦/現地調達の区分に係る JICA 側の想定は以下の通り。その他、業務遂行上必要な機材が有れば、機材名・数量・調達場所(本邦/第三国等)を明記した上で、プロポーザル内で提案すること。本件については、別見積りとする。

事業用物品

番号	機材名	数量	備考
1	FADs 資機材	6 基	・本邦調達 ・プロジェクト期間中、FETA への貸与を想定

機材の仕様については別紙を参照。上記機材は本業務の実施中に調達するものの、数量及び仕様は現時点での想定である。最終的な仕様及び数量は、プロジェクト活動開始後に JICA 及び研修受け入れ機関である FETA と協議・調整の上で、数量等を確定する。その後、必要に応じて変更契約等を行って、コンサルタントが調達する。なお、FETA で使用する予定の FRP 船及び船外機については、別途 JICA が調達を行う予定。

(2) 留意点

上記機材の調達方法については「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン(2017 年 6 月版)」に準じて対応する。事業用物品については、機材調達後、取得年月日、購入機材名、使用・規格、数量、金額(通貨名を明記、外国通貨の場合は円額も記入)、購入先(販売元)を機材管理台帳に記入し、JICA に遅滞なく提出するとともに、コンサルタントが適切な管理を行う。加えて、プロジェクト終了時に JICA と協議の上、先方実施機関に引き渡すものと JICA で保有するものとに区分し、必要な手続きを行う。

7. その他留意事項

(1)複数年度契約

本業務に関しては、各契約において、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度に跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができるとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2)不正腐敗防止

「JICA 不正腐敗防止ガイドライン(2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に本業務を実施すること。なお、疑義事項が生じた場合には、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

8. 安全管理

(1)現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する事。

(2)現地(ケニア及びタンザニア)での業務実施に当たっては安全管理に十分留意すること。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所/タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とすること。

(2)現地業務中における安全管理体制を日本国内からの支援体制も含めプロポーザルに記載す

ること。

(3)宿舎については JICA の安全基準を満たす必要があるため、確保に際しては JICA ケニア事務所の指示に従い、必要な措置を講じること。

(4)首都ナイロビを含むケニア国内における移動は、安全管理上、車両移動を遵守すること。

【別紙】

機材の仕様について

1. FADs 資機材

番号	品名	仕様・型式	数量
A. FAD製作資機材			
1	フロート	ABS, 100-8, dia x hole: 290 x 27mm, buoyancy 10kg, water resist 800m	2
2	フロート	ABS 3DG-2, 437mmx290mm+40mm Hole, buoyancy 20kg, water resist 200m. (yellow) 耐水圧 100 m または 耐水圧200 m トロールフロート 中抜き	6
3	フロート	Vinycon float, G-10, length x dia x hole: 234 x 205 x 39mm, 浮力6kg	12
4	ロープ	PPE rope, 12mm/dia x 250m/roll, 16.5kg/roll, breaking load 2,654kg (green)	3
5	ロープ	PPE rope, 10mm/dia x 250m/roll, 11.9kg/roll, breaking load 1,908kg (green)	3
6	ロープ	PPE rope, 4mm/dia x 500m/roll, breaking load 338kg (green)	2
7	シーベル	Galvanized Eye&eye swivel 5/8", 1.2kg/pc	2
8	シーベル	Galvanized Eye&eye swivel 7/8", 2.0kg/pc	5
9	シーベル	Galvanized Eye&eye swivel 1/2", 0.64kg/pc	2
10	サンドバック	Synthetic bag 550x650mm (for 60kg)□	25
11	ホース	スーパー耐圧ホース、PVC・ポリエチレン系、内径×外径: 15 x 19mm, 50m/roll	2
12	シート	PEシート #3000, PE 0.22mm厚手、2.7 x 3.4 m (6巻)(black)	6
13	バイク(自転車)チューブ	ヘビーチューブ、擦れ止め用	3
14	擦れ巻網	擦れ止め用	1
15	レーダーリフレクター	小型軽量、マーカーフラックボール用	2
16	フラッシュライト	ソーラー式LED、防水	2
B. 塗装及び流立網(FAD操業用)漁具資材			
1	マークブイ用放	赤色、ビニールテント 40 x 30cm (ロープ通し穴付)	3
2	マークブイ用棒	FRP dia 3cm x 200cm	3
3	マークブイ用フロート	Vinycon float, G-10, length x dia x hole: 234 x 205 x 39mm, 浮力6kg	6
4	マークブイ用沈子	鉛錘 1kg	5
5	フロート	マグロ延縄用オレンジ色、Spongew Bullet Buoy 7" x 14"	8
6	鉛糸	スーパートップ50号、100m/roll	2
7	ナイロンテグス	300lbs (マグロ用)、500m/roll 120 号	1
8	プラン用スナップ	プランチハンガ-BL付 2.6x100	13
9	プラン用スナップ	ミニスナップ 2.0 x80 シープル付	25
10	松葉鏡子サルカン	3x4, 50pc/box	2
11	松葉鏡子サルカン	4x5, 100pc/box	1
12	ナイロンテグス	神海40号、100m/roll	3
13	ナイロンテグス	神海24号、100m/roll	3
14	ナイロンテグス	神海22号、100m/roll	3
15	鉛付シーベル	75g鉛付シーベル	13
16	ゴムクッション	5mm dia. x 100m length	1
17	マグロ針	Mustad #8	8
18	マグロ針	Mustad #6	8
19	オーリング	ミニスナップ用	25
20	スナップ付シーベル	スナップ付織り取り#5/0	25
21	ダブルフック	ステンレスケンケン 8号	13
22	ダブルフック	ステンレスケンケン 6号	13
23	ダブルフック	ステンレスケンケン 4号	13
24	撲翼餌	12cm, 5pc/bag ピンク、シルバー、ブルー、レッド 各々4袋	5
25	撲翼餌	8cm, 5pc/bag ピンク、シルバー、ブルー、レッド 各々4袋	5
26	撲翼餌用船	12cm撲翼餌用	25
27	撲翼餌用船	8cm撲翼餌用	25
28	飛行機	ヒコーキ型 鉛付9号ホソ糸付	2
29	潜航板	潜水板K型ボンス付8号	1
30	潜航板	潜水板P型 18cm	1
31	ビン	ナイロンビニヤマ糸 50号 2巻 20cm間隔、50m巻	1
32	木枠	10号 30cm	3
33	鈎	Mustad 5/0	1
C. 共通資材			
1	ポータブルGPS	GPS Etrex-30	1
2	電子チャート	GPS Etrex用電子チャート、タンザニア・ソマリア海区	1
3	はさみ	漁業用ステンレス製、ケース付	3
4	ナイフ	鋼切り、ケース付	3
5	巻尺	50m巻	1
6	ビニールテープ	赤、白、青、緑、黄色、黒 各々10個	15

以上

